

大和市監査委員告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年7月16日

大和市監査委員 佐藤光徳

大和市監査委員 青木正始

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査（大和市監査基準に準拠して実施）
- 2 監査対象 市立病院
- 3 監査対象期間 令和2年4月～令和3年3月
- 4 監査年月日 令和3年7月16日
- 5 監査の方法 この監査は、市立病院において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
- (1) 契約に関する事務
 - (2) 行政財産の目的外使用許可に関する事務
 - (3) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
 - (4) 切手の受払に関する事務
 - (5) 交際費の経理に関する事務
 - (6) 診療費用等の徴収に関する事務
 - (7) 診療費用等の還付に関する事務
 - (8) 人間ドック料金の徴収に関する事務
 - (9) 託児料・職員宿舎使用料の徴収に関する事務
 - (10) 貯蔵品の管理に関する事務
 - (11) 備品管理に関する事務
 - (12) 固定資産の取得・処分・減価償却に関する事務
 - (13) 企業債の整理に関する事務
 - (14) 職員の被服貸与に関する事務
 - (15) 看護師等奨学金貸付・返還免除に関する事務
 - (16) 給料決定、退職手当支給、育児休業者・休職者の復職時調整に関する事務
 - (17) 時間外勤務手当・特殊勤務手当支給に関する事務

(18) 出勤票・休暇届に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・収入調定の時期及び金額は適正か
 - ・契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
 - ・事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
 - ・前回の監査における指導事項が改善されているか
- 7 監査結果
- 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おむね適正に執行されているものと認められた。

(医事課)

診療費用等の徴収に関する事務において、医業未収金の金額に誤りがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。